

平成29年度 在宅介護支援センター 事業計画

1 基本方針

要介護高齢者および要援護となるおそれのある高齢者や家族を対象に、その福祉の向上を図るため要援護高齢者の実態把握につとめ、地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行い支援します。

2 重点事項

(1) 総合相談支援事業

- ① 来所・訪問等による初期相談支援のほか、必要に応じ継続的相談支援を行い、相談記録を整備します。
- ② 相談受付票等を用い、相談記録を整備します。

(2) 日常の連絡調整

- ① 利用者、サービス提供事業者等の連絡に随時対応します。
- ② 必要に応じ、宮古市地域包括支援センターに報告します。

(3) 実態把握調査

- ① 要援護高齢者等の基礎的事項、サービス利用状況、相談内容等の実態把握を行います。
- ② 当該年度初回相談時、状況変化があった場合に実施します。

(4) 巡回相談会等の開催

- ① 地域に出向いて気軽に相談できる場を設定し、地域に潜在している相談ごとを掘り起こし相談支援を行います。
- ② 多くの市民が参加できるよう地域のニーズに合わせて開催するよう工夫します。
- ③ 在宅介護支援センターが行う他の事業と併せての開催や、介護者同士の情報交換の場としての開催など工夫します。
- ④ 担当地区内に被災者が居住している場合には、被災者の参加にも配慮して開催します。
- ⑤ 総合事業のスタートに合わせ、包括支援センターと連携し住民主体の通いの場を支援します。

(5) その他総合相談支援業務の実施に係る業務

- ① 福祉用具および介護用品の展示や紹介を行います。
- ② 本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうか判断し、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、詳細な情報収集を行い、課題を明確にし、個別の支援、対策を行います。

(6) 配食サービス

- ① 調理が困難な独居及び高齢世帯等の在宅高齢者もしくは心身の障害か傷病者等に対して、食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行うことにより地域社会の中で引き続き生活して行くことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図るよう努めます。
- ② 衛生管理に十分注意を払い、事故のないよう努めます。

3 年間計画

月	日 常 業 務	研 修 相 談 会 等
4	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
5	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	・平成 28 年度県地域包括・在介総会 ・第 1 回在支ブランチ会議 ・介護予防リーダー研修会
6	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
7	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	・在介沿岸ブロック総会
8	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	・介護予防リーダー研修会
9	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
10	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
11	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	・包括・在支ブランチ会議
12	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
1	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	
2	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備	・第 3 回在介ブランチ会議
3	・相談受付（電話・訪問・来所等） ・記録整備 ・一人暮らし高齢者世帯防火指導	・県地域包括・在介第 2 回総会 ・介護予防リーダー研修会

※その他

- ・随時保健事業（健康教室）、社協地域サロン・ほっとほーむ等介護予防教室への参加、
県・市開催の地域包括支援センター・在宅介護支援センター主催研修会への参加予定